

参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 工事名 令和8年度 松原ダム副水位計保護管据付工事 (オープンカウンター方式)
- 2 場所 大分県日田市大山町西大山地内
- 3 工期 契約締結の翌日から 令和8年8月30日 まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件
 - ・別添仕様書のとおり施行が可能であるもの。
 - ・機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち「暖冷房・衛生設備工事」の認定を受けており、かつ、建設業法の「管工事(管)」の許可を受けていること。
 - ・本店、支店又は営業所が大分県、熊本県、佐賀県又は福岡県内に所在する者であること。
- 3 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX、電子メール、郵送又は持参による。(※FAX番号、メールアドレスは、4)に記載)なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名に見積依頼書の件名を記載してください。
 - 3) 見積書提出期限 **令和8年6月12日 12時 まで**
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133 又は、0946-25-0116
mail nyukei_chikugojyouryu@water.go.jp
 - 5) 担当者 経理課 林田 絵理子
 - 6) 質問書提出期限 令和8年6月9日 12時 まで
※質問の回答については、翌営業日の12時までHPに掲載します。
 - 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和8年6月15日 12時まで**とします。
 - 8) その他 ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 その他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
 - 4) 請書を使用する場合があります。

令和8年度 松原ダム副水位計保護管据付工事

仕様書

令和8年6月

独立行政法人 水資源機構
筑後川上流総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

1. この仕様書は、令和8年度 松原ダム副水位計保護管据付工事(以下「本工事」という。)に適用する。

第2節 工事内容

2-1 工事場所

大分県日田市大山町西大山地内

2-2 工事概要

本工事は、松原ダムに設置された副水位計の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため保護管の据付(延長)を行うものである。

2-3 施工範囲

本工事の施工範囲は、次の設備の据付までの一切とする。

設備名・配管名	施工内容	数量
共同溝付帯設備	保護管の据付 (延長範囲:EL237m~227m 程度)	1式
松原ダム副水位計保護管		

第3節 工期等

3-1 工期

工期は、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和8年8月30日までとする。

第4節 貸与品等

本工事の貸与品は次のとおりとする

施設名称	船舶名	形式・規格等	数量	貸与期間	使用目的 ※
松原ダム	梅翔	巡視艇・船外機50ps	1隻	作業期間	作業箇所移動等

※操船は機構担当職員が行う

第5節 立会による確認

受注者は、次表の施工について、機構担当職員の立会による確認を受けなければならない。

種別	細別	立会工事内容	備考
品質管理	材料管理	外観、規格の確認	現場搬入時

第6節 段階確認

受注者は、次表の施工段階において、機構担当職員の段階確認を受けなければならない。

種別	細別	確認時期	確認項目
品質管理	据付管理	据付完了後	据付完了後の外観

第7節 提出図書

提出図書は次のとおりとする。

1. 現場施工前に提出するもの
 - ・工程、施工要領に関する事項

- ・使用材料の仕様に関する事項
- 2. 工事完成前に提出するもの
 - ・完成図書(CD-R又はDVD-R) 2部

第8節 疑義等

受注者は、設計図書に明示されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに機構担当職員と協議するものとする。

第2章 施工

第1節 主要仕様

既設保護管の主要仕様は、次に示すとおりである。

対象施設	松原ダム
対象機器	副水位計
保護管仕様	・設置区間:EL273m～237m程度 ・材質:硬質塩化ビニル管(VU管) ・寸法:呼び径200mm、4m/本 ・固定方法:固定バンド

第2節 施工範囲

施工内容は、次のとおりとする。

設備名・配管名	施工内容	数量
共同溝付帯設備 松原ダム副水位計保護管	保護管の据付 (延長範囲:EL237m～227m程度)	1式

第3節 据付材料等

据付を行う材料等は次のとおりとする。

名称	規格等	数量
保護管	硬質塩化ビニル管、呼び径200mm×外形216mm×肉厚6.5mm、L=4m	3本
固定バンド	SUS製	8個
芯棒打ち込み式 アンカー	SUS製、M12	16本
CRゴム	厚さ1mm	1式

第4節 現場施工

4-1 一般事項

1. 施工期間は6月29日～7月20日(休日除く)とする。
2. ダムの貯水位はEL.237m程度とする。
ただし、降雨により水位が上昇する場合は、その期間内の作業をとりやめるものとする。
(事前に機構担当職員より連絡)
3. 施工は副水位計の撤去後に行うものとする。
なお、撤去(復旧)作業は別件業務で行うものとする。
4. 水上の作業は落水しないよう注意するとともに、落水時に備え必要な保護具、救命用具を備えるものとする。
5. 水中の作業は潜水により行うものとする。
6. 据付が困難(軽微なものを除く)な状況(堆積物等)が確認された場合は機構担当職員に報告するものとする。これに伴う施工の協議により大掛かりな除去作業等を行う場合は設計変更の対象とする。
7. 受注者は、本工事の施工にあたっては機構担当職員と連絡を密にし、工程に手戻り等のないよう施工するものとする。

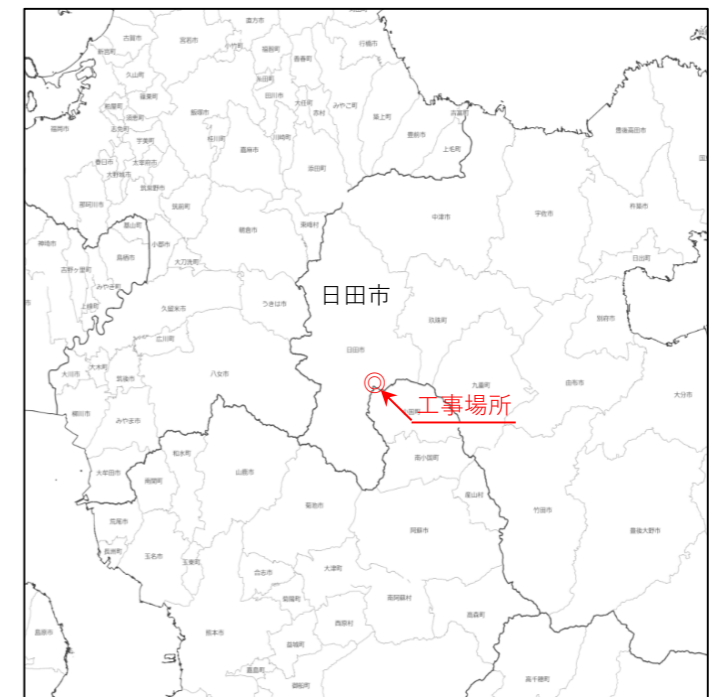
8. 受注者は、既設の構造物又は関連機器等に損傷を与えた場合、速やかに機構担当職員に報告するものとする。この場合、機構担当職員の指示により受注者の費用負担において復旧しなければならない。
9. 受注者は、施工にあたり必要な安全対策、養生等を行うものとする。

4-2 据付作業

1. 既設の副水位計保護管(EL.237m程度)以降を延長するものとする。
2. 延長範囲はEL227m程度(湖底レベル)までとする。
3. 湖底までの延長に伴う最後(3本目)は現地合わせで調整するものとする。
4. 管内に段差ができないよう配慮した接続とする。
5. 導水性を持たせるため、管の円周方向に3~4箇所、管軸(縦)方向に1m程度の間隔で千鳥状に穴あけ加工を行うものとする。
6. 保護管に適合した固定バンドにより据付を行うものとする。
また、安定した固定とするため、間にCRゴムを挟むものとする。

— 以 上 —

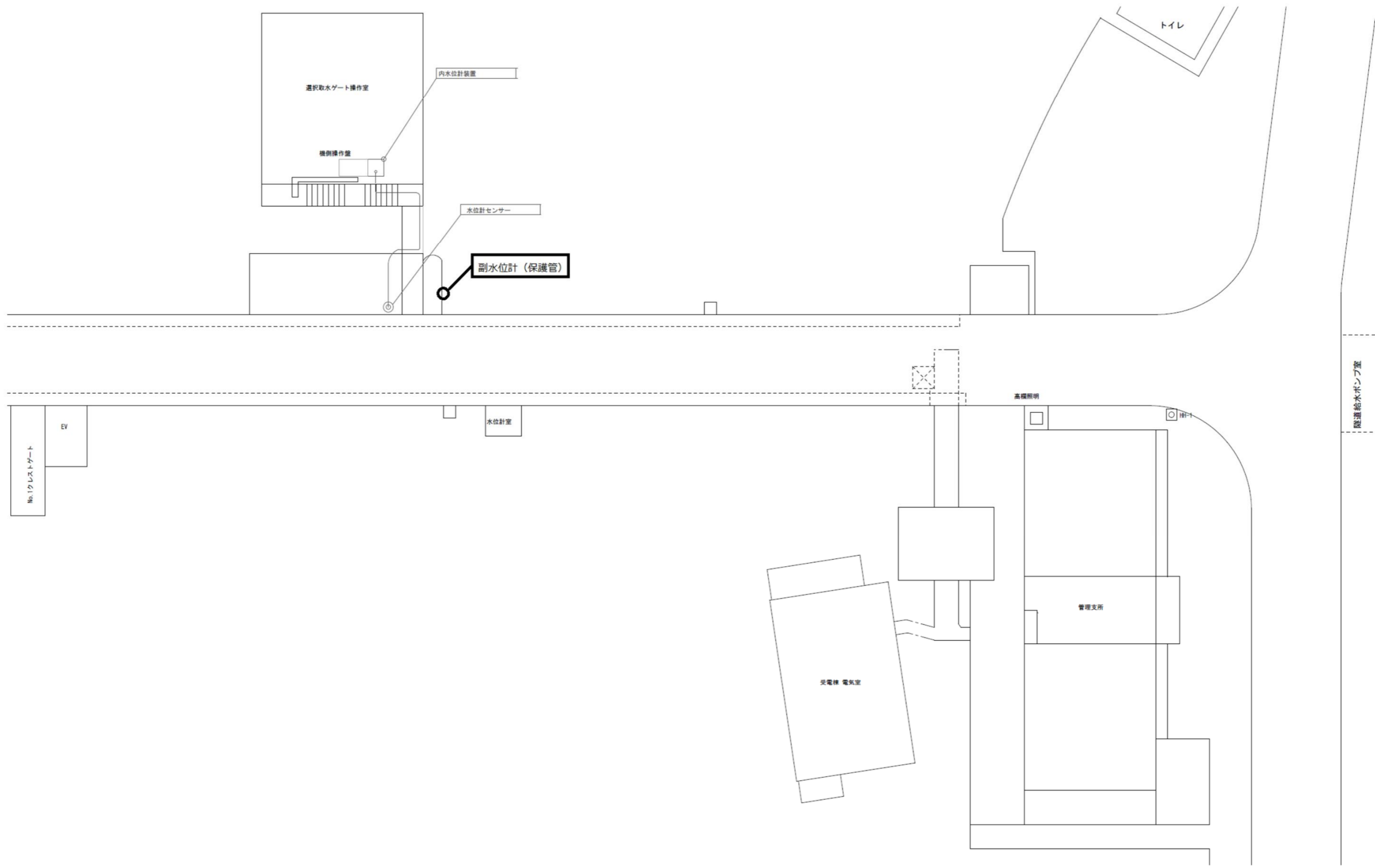
位置図



松原ダム

出典：国土地理院

工事名	令和8年度 松原ダム副水位計保護管据付工事
名称	【参考図】 位置図
登録番号	整理番号 001
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所	



工事名	令和8年度 松原ダム副水位計保護管据付工事
名称	【参考図】 副水位計 (保護管) 配置図
登録番号	整理番号 002
独立行政法人水資源機構	筑後川上流総合管理所

(案)

請 書

1 件 名 令和8年度 松原ダム副水位計保護管据付工事

2 場 所 大分県日田市大山町西大山地内

3 期 間 自 令和 年 月 日

至 令和8年8月30日

4 請負代金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 殿

(案)

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

(案)

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

(案)

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

(案)

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔 〕簡易裁判所又は〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

メール送信先 nyukei_chikugojouryu@water.go.jp

FAX 送信先 0946-25-0133

担当：独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 林田あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

所 長 前 田 剛 宏 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年6月5日に交付された「令和8年度 松原ダム副水位計保護管据付工事」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。